

(第二類 第一号)

衆議院 第七十七回国会 災害対策特別委員会 議事録 第十三号

(三三五)

平成二十三年七月二十日(水曜日) 午後一時開議

出席委員

委員長 吉田おさむ君
理事 糸川 正晃君
理事 古賀 敬章君
理事 橋本 清仁君
理事 古川 禎久君
理事 網屋 信介君
理事 石山 敏貴君
理事 打越あかし君
理事 大西 孝典君
理事 菊池長石エ門君
理事 小山 展弘君
理事 空本 誠喜君
理事 高邑 勉君
理事 中野渡詔子君
理事 野田 国義君
理事 山本 剛正君
理事 若泉 征三君
理事 秋葉 賢也君
理事 小里 泰弘君
理事 竹下 巨君
理事 林 幹雄君
理事 江田 康幸君
理事 重野 安正君

國務大臣 (防災担当)
内閣府副大臣
文部科学副大臣
厚生労働副大臣
農林水産副大臣
内閣府大臣政務官
内閣府大臣政務官
外務大臣政務官
平野 達男君
東 祥三君
鈴木 寛君
大塚 耕平君
筒井 信隆君
阿久津幸彦君
山花 郁夫君

第二類第一号 災害対策特別委員会議事録第十三号 平成二十三年七月二十日

政府参考人 (内閣府政策統括官) 原田 保夫君
政府参考人 (資源エネルギー庁原子力安全・保安院審議官) 黒木 慎一君
政府参考人 (中小企業庁事業環境部長) 伊藤 仁君
衆議院調査局第三特別調査室長 阿部 進君

委員の異動

七月二十日
辞任 今井 雅人君
岸本 周平君
近藤 和也君
畑 浩治君
森本 和義君
補欠選任 中野渡詔子君
渡辺 義彦君
中屋 大介君
菊池長石エ門君
磯谷香代子君

同日
辞任 磯谷香代子君
菊池長石エ門君
中野渡詔子君
中屋 大介君
渡辺 義彦君
同日
辞任 石田 三示君
川越 孝洋君
熊田 篤嗣君
野田 国義君
補欠選任 畑 浩治君
近藤 和也君
今井 雅人君
岸本 周平君

七月十九日
東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第八六号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件
東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第八六号)

○吉田委員長

これより会議を開きます。
内閣提出、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。
趣旨の説明を聴取いたします。平野防災担当大臣。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案 (本号末尾に掲載)

○平野國務大臣
ただいま議題となりました東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

平成二十三年三月十一日に発生いたしました東日本大震災は、マグニチュード九・〇という巨大地震と大津波により、東日本の広範な地域に甚大な住宅被害をもたらしました。
これに対処するため、全都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、住宅が全壊した世帯等に対して被災者生活再建支援金が支給されていくところですが、その被害の甚大さにかんがみれば、被災者生活再建支援金の支給総額はこ

れまでに例のない規模となることが見込まれ、追加の資金の手当てが必要となります。

このため、国としても、被災者生活再建支援金の支給に必要な資金を確保し、被災した世帯の生活の再建を確実に支援していく必要があります。

このような趣旨から、本法案は、東日本大震災に係る被災者生活再建支援金の支給について、国の補助率を現行制度の二分の一から五分の四へと引き上げる特例を定めております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願いを申し上げます。

○吉田委員長
これにて趣旨の説明は終わりました。

○吉田委員長
この際、お諮りいたします。
本案審査のため、本日、政府参考人として内閣府政策統括官原田保夫君、資源エネルギー庁原子力安全・保安院審議官黒木慎一君及び中小企業庁事業環境部長伊藤仁君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○吉田委員長
御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○吉田委員長
これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小山展弘君。

○小山委員
平野大臣を初め政務三役の皆様におかれましては、連日の御公務また復興に関する御政務、まことに御疲れさまでございます。心より敬意を表します。
それでは、早速質問に移らせていただきます。
思います。

まず、今回、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案というものも出されておりますが、こういった災害時の復旧に関するさまざまな制度、とりわけ激甚災害指定制度とそれに関連する事柄について質問をさせていただきたいと思っております。

この激甚災害の指定を受けますと、最大九〇％まで国の補助が受けられるというような制度になっておりますけれども、基本的には、考え方として、災害復旧は原状復帰が原則となっております。同じ場所と同じ機能を持つ同じ施設等を建設するということが原則となっております。もちろん改良復旧という考え方もございますが、原則としてはそうなっている。

しかしながら、今回、地盤沈下であったり、あるいは津波によって大きな被害を受けて、同じ場所になかなか原状復帰できないといったようなケースもかなり出ております。この制度はもとも津波被害というものを余り想定していないということが指摘できるのではないかと思っておりますが、例えば省庁によっては、事前の説明におきまして、地盤沈下したら盛り土をしてその場所に建てるべきだというような説明をしたところもございました。

この制度については非常に担当省庁も分野ごとに分かれておりますので、本日は、厚生労働省と文部科学省の担当分野についてお尋ねしたいと思います。

保育園や公民館、図書館といったような社会教育施設等が、地盤沈下や津波被害を受け、もとの場所に復旧できない今回の震災のような場合、どのような対応策が考えられるでしょうか。あるいは、自治体の状況や判断によりますでしょうか。激甚災害指定制度の利活用というものは可能でしょうか。御答弁をお願いします。

○大塚副大臣 お尋ねの、保育所が今回の震災によつてもとの場所に復旧できないような被害を受けた場合でございますが、このケースにおいては、場所を移転して復旧を行う場合についても補

助対象とするということになっております。

なお、今回の災害復旧については、これも御下問にありました激甚災害に対処するための財政援助等に関する法律の対象となり、自治体及び設置者に対する負担割合の軽減を図ることとなっております。

○鈴木(寛)副大臣 公民館、図書館などの公立の社会教育施設でございますけれども、御案内のように、災害復旧事業で、激甚災害法に基づきますと、三分の一の国庫補助に加えまして、起債を行った場合、その元利償還金の九五％が交付税になりますので、九七、八％まで対象になります。そして、今お尋ねの、地盤沈下や津波被害を受けて、施設が全壊、半壊をし、そして移転をしたところで新築復旧を行うという場合についても、国庫補助の対象となります。

今後とも、きょうの御議論も踏まえて、公立社会教育施設の早期復旧復興に向けて努力をしてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく御指導のほどお願い申し上げます。

○小山委員 政府の取り組みには敬意を表させていただきます。被災地におきましては、この激甚災害指定制度がどこまで適用できるのか、あるいは改良復旧といったような考え方もどこまでなのかということについて、実はいろいろ不安もあつたり、問い合わせもござります。今の御答弁によりまして、保育所やその他公民館等の社会教育施設、この激甚災害の指定制度も利活用できるということで御答弁をはつきりいただきました。また、不安もある程度解消されると思っております。

また、これはいろいろな他省庁にまたがる制度でございますが、もし基準があいまいだったり、あるいは不都合が生じるようであれば、この激甚災害の指定制度の枠を広げる、津波被害という条件をつけた上で、例えば集団防災移転事業など、ところの枠を広げていくといったことも、もとも議員立法でござりますが、検討していくべきではないかというふうにも考えます。

次に、今後、被災地を初め、全国で一層耐震補強、震災対策を進めていかなければなりません。震害対策を進めていかなければなりません。震害対策を進めていかなければなりません。

○大塚副大臣 まず、私立保育所の耐震化のための改築や耐震補強のための改修工事については、さきに設置をいたしております安心基金にも基金において必要な経費の補助を行っていただいております。安心基金にも基金による補助率は、国が二分の一、市町村が四分の一、設置者四分の一というふうになっております。

そして、公立の保育所については、耐震化のための改築や耐震補強のための改修工事を含む施設整備費が一般財源化されておりますことから、各自治体において、地方交付税の中で対応させていただきます。

○小山委員 未来の子供たちの命を守る耐震工事でございますので、保育所も、地防法や財特法などの対象に加えるなど、今後検討が必要ではないかというふうに考えております。次に、今回の原発被害のことにしてお尋ねしたいと思います。

今、お茶の放射能の食品衛生の摂取基準等について、既にお茶というものが、飲用で飲む場合といたしましては、荒茶の段階よりも今度は大変薄まる、あるいは生葉の段階では荒茶の段階にするよりももともと五分の一程度であるということ、荒茶の検査というものが実際の流通や食品の摂取というものと適当な適合していないのではないかとご意見を伺います。

そういう中で、こういったお茶の新基準値を求めたい、これは原子力安全・保安院の答申の中にもあつたかと思っております。こういった検討作業というものは入っておりますし、いよいよか。あるいは、もし検討作業に入つていすれば、お茶の摂取に関する基準というものはいつごろ設けることができそうですか。見通

しについてお願いいたします。

○大塚副大臣 まず、委員におかれましては、静岡県が地元のお立場で、大変御心配、御苦勞をおかけしておりますことを、この席をおかりいたしまして、おわびを申し上げます。その上で、今御下問のお茶に関する放射性物質の規制でございますが、現状は御承知のとおりでございます。

そうした中で、三月の十七日に設けました暫定基準値、これについての評価を現在食品安全委員会で行っております。この食品安全委員会の評価が出ました段階で、どのような評価によるかによってその後の対応は変わってまいりますけれども、その評価を受けて基準値の見直しを行うかどうかということを検討することになっております。

また、この間、厚生労働省といたしまして、七月の十二日に薬事・食品衛生審議会のもとに置かれております特別部会において、規制値の再検討のための論点整理を行っております。したがって、いつごろまでかという見通しをきよりの段階でお示しすることは困難ではございませんけれども、予断を抱くことなく、食品安全委員会あるいは薬食審の専門部会の意見を踏まえて対応させていただきますと思っております。

○小山委員 それでは次に、原子力発電所の耐震設計についてお尋ねをさせていただきます。

今回、未曾有の大災害と言われておりますけれども、よくよく考えてみますと、一九六〇年代に起きたチリ地震はマグニチュード九・五、スマトラ沖地震もマグニチュード九・一、同じ地球上ではマグニチュード九規模の地震というものも発生してきていたわけでございます。

今から考えると、原発などのような大変重要な施設については、少なくともマグニチュード九規模の地震も想定した対策をとるべきであつたのではないかと、これもよく考えられるかと思つたが、これまでどのような考え方で耐震設計を行つ

てきたのかお答えをいただきたいと思ひます。  
○黒木政府参事 耐震設計についてお答えいたします。

我が国の原子力発電所につきましては、過去に起きた地震の実績、それから敷地周辺の活断層について調査をいたしまして、この調査の結果から考え得る最大の地震を想定した上で、その地震に耐え得るように設計する構造とするということが耐震設計審査指針、安全委員会が決められているものでございますが、この指針で求められているところでございます。

現在、安全委員会の指針は、平成十八年に改定が行われたことを受けまして、原子力発電所ごとに耐震設計の再評価を行っているところでございます。耐震バックチェックというふうに呼んでございますが、その結果、ほぼすべての原子力発電所、幾つかの発電所を除いて中間評価が終わり、代表的なプラントについての耐震安全性評価を終えたところでございます。

その結果でございますが、東京電力福島第一原子力発電所の耐震バックチェックでは、敷地に最も影響を与える地震としてマグニチュード七・九の地震を想定し、これを上回る地震動に耐え得るように設計することになってございます。また、浜岡原子力発電所の耐震バックチェックでは、想定東海地震、東南海地震、南海地震の三連動の地震を考慮し、マグニチュード八・七の地震を想定し、これを上回るような地震動について耐え得るような評価となることになってございます。

先生御指摘のように、今回、東北地方太平洋沖地震、マグニチュード九というものが発生したわけでございますので、これを踏まえまして、従前の耐震設計の指標も含めまして、徹底的な耐震設計の検証を行い、その上で抜本的な安全対策を講じてまいりたいというのが私どもの考えでございます。

○小山委員 確かに、今マグニチュード九規模とも申し上げましたが、地震も陸地から、あるいは

は施設からどのぐらいの距離のところ起きてくるのか、直下型かそうではないのか、あるいは津波の大きさというものも、地盤の、地盤の割れ方とかいったものでも変わってくるかと思ひます。ごつたときの被害というものは、非常に甚大と言葉でも多分形容できないと思ひますので、まさに一番最悪のワーストシナリオを想定した中で耐震設計を行っていただきたい、そのように思ひます。

最後に、さまざまな新聞発表等でも、景気の方も大分持ち直しつつあるというふうな報道もございしますが、今回の震災では製造業にも甚大な影響が及びまして、特にサプライチェーンの問題、これはもう東北地方に工場のない企業などでも、とりわけ自動車メーカーなどのように、いろいろな部品が集まるものについては日本全国が非常に大きな影響を受けた。言いようによつては、日本全国が被災地だったと言つても過言ではないかなと。そのような被害が出ているかと思ひます。ですので、一つの部品が入つてこないという事で製造ができない、そのことの影響というものはリーマン・ショック以上だというふうに話す企業の社長さんなどもいらつしやいます。

こういったサプライチェーン対策、あるいは日本全国の中小企業の支援策について、これまでの政府の取り組み、とりわけ資金繰り対策などについてお伺いしたいと思います。

○伊藤政府参事 答えたいと思ひます。御指摘のとおり、今般の震災による中小企業の影響というものは、被災地だけじゃなくて、取引先の被災あるいは風評被害という形、さまざまな形で広範囲に及んでいるものと認識しております。このため、一次補正予算で創設いたしました東日本大震災復興緊急保証や同じく特別貸し付けといった制度は、直接被災した中小企業だけではなくて、取引先が被災した場合などの間接的な被害も受けて著しく業況が悪化している中小企業も対

象としていらっしゃると思ひます。保証の方につきましては、セーフティネット保証と合わせて、無担保で一億六千万円の保証を最大で五億六千万円まで拡大しておりますし、特別貸し付けにつきましては、例えば、震災で取引先が直接被災した、被害を受けたことによつてその影響を受けます中小企業に対して、貸付期間では最長十五年、据置期間では最長三年といったような措置を講じているところでございます。

引き続きまして、日本全体の中小企業の支援策ににつきまして万全を期していきたいというふうにご考えております。

○小山委員 以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○吉田委員長 次に、長島忠美君。

○長島(忠)委員 自由民主党の長島忠美でございます。ただいま提出されました法案について、質問させていただきます。

三月十一日の震災から四カ月を過ぎました。被災者にとつてこの四カ月がどれほどの重み、重い思いを引きずりながらいたかということをおも胸にしましながら質問させていただきますので、ぜひ答弁もそのようにお願いしたいと思います。震災から、三月三十日に我々自民党は、このことを想定して、被災者再建支援法、支援金の提言をさせていただきました。本来なら一次補正でこのことをやってほしかったと思ひ思つております。

そのことはおいておいて、こうやつて成立するわけですが、我が党は異論を唱えるものではありません。ただ、このことによつて、都道府県の拠出金が減額をしよう。この後、都道府県の拠出金が少減額をしたときに国が拠出をするということになつていようですけれども、今回みたいな大規模災害があつたときに、その基金が本当にもつという想定で拠出をする準備ができていようかどうか、ちよつとお聞かせいただきたいと思ひます。

○平野国務大臣 質問の趣旨がちよつとよく聞き取れなかつたんですけれども、済みません。

○長島(忠)委員 今回は、この東日本大震災に限つてかさ上げ措置をさせていただきます。この後の災害において足りなくなることを想定して、国は、都道府県の拠出金の基金にいわゆる手当てをするようにしてあるようでありませうけれども、例えば今回と同じような大災害が起きたときに、そのことに對する拠出は間に合うのでしょうか、間に合いませんでしょうか。

○平野国務大臣 御案内のとおり、今回の法律は今回の震災に限つてということになっております。そして、これからのことにつきましては、まず今回の震災できちんとお支払いをして、また、そのことによつて都道府県の拠出金が空になつてしまふので、その部分については都道府県でもきちつと積み増しをするというふう聞いております。それに対する地財措置もとられると聞いております。

そして、新たな震災、これは起こらないことを祈るしかないんですけれども、こういった震災が起つたときにはきちつと措置をするということになる、これは当然のことかというふうにおもいます。

○長島(忠)委員 今回、八割にする法律案が政府から出てくるのに四カ月を過ぎたわけです。私にもないと思つていいますよ、大規模災害は。ただ、あつたときに、もつとスピード感を増してやるために、やはり拠出に対する考え方、基本的なところをお聞かせいただきたいと思つております。

中越地震のときには、実は、この制度、ここまですで充実をしております。中越沖地震のときに、それぞれの政党から、生活再建支援法について改正をして、それを適及していただいて、中越沖地震からこの法案になつたという経緯があります。その中で、実はいろいろ議論がありまして、上限額をどうするか、支給範囲をどうするか、あるいは所得制限をどうするかというこ